

## 1. 国民の皆様へ

### (1) はじめに

労働者健康福祉機構は、独立行政法人に移行して8年を経過し、第2期中期目標期間の3年目である平成23年度を終えました。この間、国民の皆様の貴重な御意見を頂戴しながら、その期待に応えるべく業務を推進してまいりました。国民の皆様の温かい御支持に対し、厚く御礼申し上げます。

### (2) 事業内容

現在、我が国は人口の減少や高齢化の時代を迎え、働く人々の健康を確保することの重要性が強く認識されておりますが、当機構は労災病院の運営事業、これと車の両輪の関係にある産業保健推進センター事業、さらには厳しい経済情勢による企業倒産への労働者のためのセーフティネットとして国内唯一の公的制度としての未払賃金の立替払事業など、私どもが展開している多岐にわたる事業を通して、勤労者の方々が健康で生き活きと社会を支えていけるよう、勤労者の健康確保と福祉の増進に寄与しているところです。

### (3) 主な事業

#### (労災病院の事業)

労災病院は、勤労者の職業生活を医療の面から支えるという理念の下、アスベスト関連疾患、勤労者のメンタルヘルス、業務の過重負荷による脳・心臓疾患（過労死）、化学物質の曝露による産業中毒等を最重点分野としつつ、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病等の勤労者が罹患することの多い疾病も含め、その予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至るまで一貫した高度・専門的医療を提供しているところです。

また、労災疾病に関する医療については、他の医療機関では症例がない等により対応が困難なものもあることから、労災病院において、これまで蓄積された医学的知見を基に研究を行い、その最新の研究成果を踏まえて、産業医等関係者、地域の労災指定医療機関関係者に普及する活動にも取り組んでおり、労災医療全体の質の向上を図っているところです。特に、アスベスト関連疾患や化学物質の曝露による産業中毒等、一般的に診断が困難な労災疾病については積極的に対応しているところです。

勤労者医療を継続的、安定的に支えるためにも、経営基盤となる4疾病5事業等の診療機能を充実させ、地域の中核的医療機関となるよう努力しているところです。

#### (産業保健推進センターの事業)

労災病院事業と連携しつつ、職場のメンタルヘルス不調、過重労働による健康障害、アスベストによる健康障害等の社会的政策課題について事業場の産業医、衛生管理者等産業保健関係者がその役割を十分に発揮できるよう、経験豊富な専門スタッフが研

修、相談、情報提供等の支援サービスを提供しているところです。

(未払賃金立替払の事業)

企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払いとなっている賃金の一定額について、政府が事業主に代わって立替払いを行う制度の運用を当機構で行っているところです。

未払賃金立替払については、審査処理体制の強化を図りつつ原則週1回払いの堅持、審査業務の標準化の徹底等に取り組むとともに、労働者の承諾を得て、賃金請求権を代位取得し、事業主等へ求償しているところです。

(その他)

「東日本大震災」において、甚大な被害を受けられた被災地の方々への主な支援活動として、仙台市をはじめ被災地に医療チームを派遣し、医療活動などを実施したところです。

また、厚生労働省から要請を受け、東京電力(株)福島第一原子力発電所で働く作業員の方々の健康管理、急患発生時の初期対応のため、平成23年5月29日から福島第一原子力発電所へ医師派遣を行い、平成23年9月からは、作業員の方々の健康管理を強化するため、Jヴィレッジへ医師を派遣し医療活動を行っているところです。

#### (4) おわりに

私どもは、勤労者を取り巻く環境の変化を的確に把握し、働く人々の医療の拠点として、また、産業保健活動の拠点として、今後とも「勤労者医療」を旗印に、勤労者の健康増進と福祉の向上に向け、総力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。皆様の引き続きの御支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 2. 基本情報

### (1) 法人の概要

#### ① 法人の目的

独立行政法人労働者健康福祉機構(以下「機構」という。)は、療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。(独立行政法人労働者健康福祉機構法第3条)

#### ア 業務内容

機構は、独立行政法人労働者健康福祉機構法第3条の目的を達成するため社会復帰促進等事業のうち次の業務を行うこととなっている。

(7) 業務災害又は通勤災害を被った労働者(以下「被災労働者」という。)の

円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

- a 療養施設の設置及び運営
- b リハビリテーション施設の設置及び運営
- (イ) 被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
  - a 納骨施設の設置及び運営
- (ウ) 労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業
  - a 健康診断施設の設置及び運営
  - b 労働者の健康管理、健康教育その他の健康に関する事項に係る業務についての知識及び技能に関し、産業医その他当該業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営
  - c 労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる事業者に対する助成金の支給
  - d 労働安全衛生法第66条の2の規定による健康診断を受ける労働者に対する助成金の支給
  - e 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第3章に規定する未払賃金の立替払事業
- (エ) その他
  - a (ア)～(ウ)の事業に付帯する業務
  - b 休養施設の移譲又は廃止及びそれまでの間の運営
  - c 労働安全衛生融資に係る債権の管理及び回収
  - d (エ)b～cの事業に付帯する業務

## ② 沿革

ア 機構の前身である労働福祉事業団（以下「事業団」という。）は、昭和32年7月1日設立されたが、設立当時の労働福祉事業団法（昭和32年法律第126号。以下「団法」という。）には、労災保険の保険施設及び失業保険の福祉施設の設置運営を行うことがその事業目的として規定されていた。

昭和32年7月、労災保険の保険施設として、従来財団法人労災協会により運営されていた労災病院19、准看護学院2、傷痍者訓練所2を引き継ぎ、また、同年10月から翌33年1月までの間に、失業保険の福祉施設として、都道府県により運営されていた総合職業訓練所19、簡易宿泊所13の移管を受け、以後逐年施設の新設増加が行われた。

イ 雇用促進事業団（「現 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」）の設立に伴う業務の一部移管

昭和36年7月、雇用促進事業団法（昭和36年法律第116号）に基づき雇用促進事業団が設立され、それまで事業団が設置運営していた失業保険の福祉施設（総合職業訓練所、労働者住宅、簡易宿泊所及び労働福祉館等）を雇用促進事

業団に移管した。その結果、事業団の事業目的は、労災保険の保険施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行うことにより、労働者の福祉の増進に寄与することとされた。

#### ウ 労働福祉事業（「現 社会復帰促進等事業」）への発展

昭和51年5月、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和51年法律第32号）が公布され、従来の労災保険の保険施設を発展させた形で、保険給付と並ぶ労災保険事業の柱の一つとして労働福祉事業が実施されることとなった。

これに伴い、団法の一部改正が行われ、事業団が実施している労災病院等の業務は、この労働福祉事業に含まれることとなるとともに、事業団の業務が法制的にも従来に増して明確化された。

労災病院、看護専門学校、労災リハビリテーション作業所等の施設の拡充整備を行う一方で、海外労働者の健康管理事業、産業保健活動への支援事業、賃金の支払の確保に関する法律（昭和51年法律第34号）に規定される未払賃金の立替払事業を労働福祉事業の一環として実施するなど、業務災害又は通勤災害を被った労働者の治療及び社会復帰の業務に留まらず、労働者等の福祉の増進のための広範囲な施策をも担うこととなった。

なお、「労働福祉事業」については、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）により、事業名を「社会復帰促進等事業」に改められた。

#### エ 「特殊法人等整理合理化計画」の閣議決定

平成13年12月19日、「特殊法人等整理合理化計画」が閣議決定され、事業団については独立行政法人とすることが示されるとともに、各業務について見直しの方針が示され、労災病院については、労災疾病について研究機能を有する中核病院を中心に再編し、業務の効率化を図り、この再編の対象外となる労災病院については廃止することとし、地域医療機関として必要なものは民営化又は民間・地方に移管することとされた。

また、看護専門学校等の縮小、休養施設及び労災保険会館の廃止、労働安全衛生融資業務及び年金担保資金貸付業務の廃止等も併せて指示された。

#### オ 労災病院の再編計画

平成15年8月、「特殊法人等整理合理化計画」を踏まえた労災病院の再編を実施するに当たっての厚生労働省の基本的考え方が「労災病院の再編に関する基本方針」によって示され、これを基に平成16年3月30日に厚生労働省から「労災病院の再編計画」が通知された。これにより、労災病院が労働政策として期待される勤労者医療の中核的役割を適切に果たし得るよう機能の再編強化を図るとともに、再編に伴い廃止又は統合の対象となる病院が示された。

#### カ 独立行政法人労働者健康福祉機構の発足

平成13年12月19日の「特殊法人等整理合理化計画」の閣議決定を受けて、「独立行政法人労働者健康福祉機構法案」が第155回国会で審議され、平成16年4月1日に独立行政法人労働者健康福祉機構として発足した。

キ 「独立行政法人整理合理化計画」の閣議決定

平成19年12月24日に「独立行政法人整理合理化計画」が閣議決定され、事務及び事業、組織について見直しの方針が示された。これにより、独立行政法人労働安全衛生総合研究所との統合、海外勤務健康管理センター及び労災リハビリテーション工学センターの廃止、労災リハビリテーション作業所の縮小廃止といった大幅な組織の見直しが行われることとなった。

ク 「独立行政法人事務・事業の見直しの基本方針」の閣議決定

平成22年12月7日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決定され、労災リハビリテーション作業所は、現入居者の退所先を確保しつつ順次廃止、産業保健推進センターについては、3分の2を上回る統廃合（ブロック化）、業務の縮減並びに管理部門の集約化及び効率化を図り、専門的、実践的な研修・助言等の業務に特化し、窓口を設置しての相談業務を廃止すること等とされた。

さらに、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業及び自発的健康診断受診支援助成金事業を廃止することとされた。

ケ 「独立行政法人の制度及び組織の見直し基本方針」の閣議決定

平成24年1月20日に「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」が閣議決定された。これにより、労災病院関係業務等については、経営の自立化と医療機能の強化を実現するため、現行の独立行政法人とは異なる新たな固有の根拠法に基づき設立される法人へ移行することとされたほか、国立病院機構との連携を進めつつ、将来の統合も視野に入れた具体的な検討を行うこととされた。

③ 設立根拠法

独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成14年12月13日法律第171号)

④ 主務大臣（主務省所管課等）

厚生労働大臣（厚生労働省労働基準局労災管理課）

⑤ 組織図

別紙のとおり

(2) 本社・支社等の住所

別紙のとおり

(3) 資本金の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	147,758	—	34	147,724
資本金合計	147,758	—	34	147,724

(4) 役員 の 状 況

役 職 名	氏 名	最 終 職 歴
理事長 (定数 1 人 : 任期 4 年)	名 川 弘 一	東京大学医学部附属病院副病院長
理 事 (定数 4 人 : 任期 2 年)	細 川 和 彦	株式会社ジャルウェイズ常務取締役兼企画業務部長
	大 橋 哲 郎	三井石油株式会社取締役常務執行役員
	山 部 久 雄	労働者健康福祉機構健康保険組合常務理事
	上 家 和 子	成田空港検疫所長
監 事 (定数 2 人 : 任期 2 年) (非常勤)	青 木 敏 洋	三井物産株式会社本店内部監査部検査役
	東 海 直 文	そしあす証券株式会社非常勤監査役

役 職	氏 名	就任年月日	経 歴
理事長	名川 弘一	H 22. 10. 1	H16. 4 東京大学医学部附属病院副病院長
理 事	細川 和彦	H 22. 10. 1	H20. 6 株式会社ジャルウェイズ常務取締役兼企画業務部長
理 事	大橋 哲郎	H 22. 4. 1	H21. 6 三井石油株式会社取締役常務執行役員
理 事	山部 久雄	H 23. 4. 1	H22. 4 労働者健康福祉機構健康保険組合常務理事
理 事	上家 和子	H 23. 7. 30	H21. 8 成田空港検疫所長
監 事	青木 敏洋	H 22. 4. 1	H21. 3 三井物産株式会社本店内部監査部検査役
監 事 (非常勤)	東海 直文	H 22. 4. 1	H20. 6 そしあす証券株式会社非常勤監査役

(5) 常勤職員 の 状 況

常勤職員は平成 23 年度期首において 14,765 人(前期期首比 51.4 人増加、3.6%増)であり、平均年齢は 37.6 歳(前期期首 37.6 歳)となっている。このうち、国からの出向者は 58 人です。

3. 簡潔に要約された財務諸表

① 貸借対照表 (財務諸表へのリンク)

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	185,349	流動負債	75,911
現金・預金	105,203	運営費交付金債務	654
医業未収金	43,985	預り補助金等	20,624
その他(流動資産)	36,162	借入金	2,463
固定資産	293,563	買掛金・未払金	35,817
有形固定資産	275,448	その他(流動負債)	16,353
投資有価証券等	4,367	固定負債	243,710
長期貸付金等	1,045	資産見返負債	14,547
未払賃金代位弁済求償権	11,022	リース債務	9,473
未収財源措置予定額	1,286	引当金	
その他(固定資産)	395	退職給付引当金	219,691
		その他(固定負債)	0
		負債合計	319,621
		純資産の部	
		資本金	147,724
		政府出資金	147,724
		資本剰余金	49,205
		繰越欠損金	△ 37,638
		純資産合計	159,291
資産合計	478,912	負債純資産合計	478,912

② 損益計算書 (財務諸表へのリンク)

(単位：百万円)

	金額
経常費用(A)	305,466
業務費	285,338
人件費	136,456
材料費	69,274
減価償却費	18,456
その他	61,152
未払賃金立替払業務費用	15,284
受託経費	984
一般管理費	3,661
人件費	1,471
減価償却費	118
その他	2,072
財務費用	197
その他	3
経常収益(B)	306,106
補助金等収益等	25,340
自己収入等	276,533
政府受託収入	995
その他	3,239
臨時損益(C)	△ 3,291
その他調整額(D)	-
当期総利益又は当期総損失(B-A+C+D)	△ 2,651

③ キャッシュ・フロー計算書 (財務諸表へのリンク)

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	39,798
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 68,078
人件費支出	△ 130,920
未払賃金立替払業務による支出	△ 19,951
運営費交付金収入	9,049
補助金等収入	34,516
自己収入等	289,164
その他の収入・支出	△ 73,982
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△ 11,072
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△ 7,417
IV 資金に係る換算差額(D)	-
V 資金増加額 (又は減少額) (E=A+B+C+D)	21,309
VI 資金期首残高(F)	50,222
VII 資金期末残高(G=F+E)	71,531

④ 行政サービス実施コスト計算書 (財務諸表へのリンク)

(単位：百万円)

	金額
I 業務費用	28,498
損益計算書上の費用	309,283
(控除) 自己収入等	△ 280,785
(その他の行政サービス実施コスト)	
II 損益外減価償却相当額	446
III 損益外減損損失相当額	696
IV 損益外除売却差額相当額	922
V 引当外賞与見積額	△ 22
VI 引当外退職給付増加見積額	△ 48
VII 機会費用	2,066
VIII (控除) 法人税等及び国庫納付額	△ 1,610
IX 行政サービス実施コスト	30,947

■ 財務諸表の科目

① 貸借対照表

現金・預金 : 現金、預金

医業未収金 : 医療事業収入に対する未収入額

その他(流動資産): 現金・預金、医業未収金以外の有価証券、たな卸資産、未収金、貸付金などが該当

有形固定資産: 土地、建物、機械装置、車両、工具など独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

投資有価証券等: 満期保有目的の有価証券及び長期性預金

長期貸付金等: 融資資金貸付金及び援護資金貸付金のうち短期貸付金及び破産更生債権等以外の債権額

未払賃金代位弁済求償権: 未払賃金立替払事業に係る求償額

未収財源措置予定額: 労働安全衛生融資回収事業で後年において財源措置することとされている特定の費用の財源措置予定額

その他(固定資産): 有形固定資産、長期性預金、投資有価証券、長期貸付金、未払賃金代位弁済求償権、未収財源措置予定額以外の破産更生債権等などの長期資産及び、特許権、ソフトウェアなど具体的な形態を持たない無形固定資産等が該当

運営費交付金債務: 独立行政法人の業務を実施するために国から交付された運営費交付金の債務残高

預り施設費等: 国から交付された施設整備費補助金の債務残高など

借入金 : 労働安全衛生融資回収事業のため借り入れた長期借入金の一年内返済分

買掛金・未払金: 材料費に掲げる物品及び固定資産の取得価額、医療事業費(材料費を除く)等に対する未支払額

その他(流動負債): 運営費交付金債務、預り施設費、預り補助金等、預り寄付金、借入金、買掛金・未払金以外の短期リース債務、資産除去債務、預り金などが該当

資産見返負債: 運営費交付金等を財源として取得した償却資産に対する負債  
リース債務 : ファイナンス・リース取引により取得した資産に対する1年を超える未払債務

引当金 : 将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金等が該当

その他(固定負債): 資産見返負債、リース債務、退職給付引当金以外の長期借入金などが該当

政府出資金 : 国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成

資本剰余金 : 国から交付された施設費や寄附金などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

繰越欠損金 : 独立行政法人の業務に関連して発生した欠損金の累計額

② 損益計算書

業務費 : 独立行政法人の業務に要した費用

人件費 : 給与、賞与、法定福利費、退職給付費用等、独立行政法人の職員等に要する経費

材料費 : 薬品費、診療材料費・給食原料費等の費用

減価償却費 : 業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費

未払賃金立替払業務費用: 未払賃金立替払事業に係る求償権償却引当金への繰入額

受託経費 : メンタルヘルス対策支援センター事業等受託業務に要する経費

財務費用 : 利息の支払に要する経費

補助金等収益等 : 国・地方公共団体等の補助金等、国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益

自己収入等 : 医療事業収入、手数料収入、受託収入などの収益

政府受託収入 : メンタルヘルス対策支援センター事業等の受託収入

その他（経常収益） : 財務収益、雑益

臨時損益 : 非特定償却資産に係る固定資産の売却損益及び減損損失、災害損失、不要財産に係る国庫納付に伴う損失等が該当

③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー : 独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー : 将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却による収入・支出、資産除去債務の履行による支出等が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー : 増資等による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済、不要財産に係る国庫納付等による支出等が該当

④ 行政サービス実施コスト計算書

業務費用 : 独立行政法人が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政法人の損益計算書に計上される費用

その他の行政サービス実施コスト : 独立行政法人の損益計算書に計上されな

いが、行政サービスの実施に費やされたと認められるコスト  
損益外減価償却相当額：償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得  
が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当  
額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に  
記載されている。）

損益外減損損失相当額：減価に対応すべき収益の獲得が予定されないもの  
として特定された償却資産、非償却資産の減損損失相当額

損益外除売却差額相当額：減価に対応すべき収益の獲得が予定されないもの  
として特定された償却資産、非償却資産の固定資産除売却損及  
び売却益相当額

引当外賞与見積額及び引当外退職給付増加見積額：財源措置が運営費交付金  
により行われることが明らかな場合の賞与引当金見積額及び  
退職給付引当金見積額の増減額

- ・ 将来支給する賞与及び退職金については、当期以前の事象  
に起因する合理的な見積額を引当金として貸借対照表に負  
債計上するとともに、当期の負担に帰すべき額を損益計算書  
に費用計上

しかし、その財源措置が運営費交付金により行われること  
が中期計画等で明らかにされている場合には、これらの引当  
金は計上しないこととされている。この場合、国民の負担  
に帰せられるコストを示すための調整額を、「引当外賞与見  
積額」及び「引当外退職給付増加見積額」として、それぞれ行  
政サービス実施コスト計算書に表示

- ・ 引当外賞与見積額の算出方法

当期末における引当賞与見積額

－前記末における引当外賞与見積額

（財務諸表の注記参照）

- ・ 引当外退職給付増加見積額の算出方法

（退職一時金制度）期末在職者に係る退職給付見積額の増加額

－（退職一時金制度）期中退職者に係る前期末退職給付見積額

＋（厚生年金基金制度）年金債務に係る退職給付見積額の増加額

- ・ 以上の計算式のとおり、引当外賞与見積額及び引当外退職  
給付増加見積額は、算出の結果マイナスとなることがある

機会費用：国又は地方公共団体の財産を無償又は減額された使用料に  
より借り受けている場合の本来負担すべき金額などが該当

#### 4. 財務情報

(第1期中期計画期間：平成16年4月1日～平成21年3月31日)

(第2期中期計画期間：平成21年4月1日～平成26年3月31日)

##### (1) 財務諸表の概況

① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析（内容・増減理由）

###### (経常費用)

平成23年度の経常費用は305,466百万円と、前年度比2,277百万円増(0.8%増)となっている。

これは、労災病院事業等に係る給与及び賞与、経費等の増により医療事業費が285,338百万円と、前年度比5,185百万円増となったこと、未払賃金立替払業務費用が15,284百万円と、前年度比3,289百万円減となったことが主な要因である。

なお、平成19年度以降に発生したサブプライムローン破綻等世界的な金融・経済危機に起因した厚生年金基金資産減少に伴う退職給付費用の増は、平成20年度決算より当機構の損益に影響を与えているところであり、労災病院事業に係る退職給付費用については、23年度17,539百万円と平成19年度比5,752百万円増となっている。

###### (経常収益)

平成23年度の経常収益は306,106百万円と、前年度比1,308百万円増(0.4%増)となっている。

これは、労災病院事業等に係る医療事業収入が276,533百万円と、前年度比4,542百万円増、運営費交付金収益が8,980百万円と、前年度比277百万円減、未払賃金立替払事業等に係る補助金等収益が16,081百万円と、前年度比2,797百万円減となったことが主な要因である。

###### (当期総損益)

上記経常損益の状況及び臨時損失として固定資産除売却損を337百万円、減損損失を1,365百万円、災害損失を526百万円、前中期目標期間の運営費交付金不要額の国庫納付に係るその他の臨時損失を1,589百万円及び臨時利益として施設費収益を526百万円計上した結果、平成22年度の当期総利益1,454百万円から平成23年度の当期総損失2,651百万円となっている。

###### (資産)

平成23年度末現在の資産合計は478,912百万円と、前年度比17,491百万円増(3.8%増)となっている。

これは、未払賃金立替払事業等補助金の翌年度精算の増等により流動資産が185,349百万円と、前年度比24,153百万円増となったこと、建物等及び器具・備品等の増、建設仮勘定の減、建物等及び器具・備品等の減価償却費の発生等により有形固定資産が275,448百万円と、前年度比4,188百万円減となった

こと、及び未払賃金代位弁済求償権が減となったこと等により投資その他の資産が 18,008 百万円と、前年度比 2,443 百万円減となったことが主な要因である。

(負債)

平成 23 年度末現在の負債合計は 319,621 百万円と、前年度比 13,703 百万円増 (4.5%増) となっている。

これは、預り補助金等の増、材料費等の未払分の増により流動負債が 75,911 百万円と、前年度比 16,173 百万円増となったこと、及び資産見返補助金等の減、建設仮勘定見返施設費の減、退職給付引当金の増により固定負債が 243,710 百万円と、前年度比 2,470 百万円減となったことが主な要因である。

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

平成 23 年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 39,798 百万円と、前年度比 8,483 百万円増 (27.1%増) となっている。

これは、労災病院事業等に係る原材料、商品又はサービスの購入による支出が 68,078 百万円と、前年度比 580 百万円減、人件費支出が 130,920 百万円と、前年度比 800 百万円減、未払賃金立替払業務による支出が 19,951 百万円と、前年度比 4,811 百万円減、運営費交付金収入が 9,049 百万円と、前年度比 428 百万円減、自己収入等が 289,164 百万円と、前年度比 2,865 百万円増、補助金等収入が 34,516 百万円と、前年度比 13,805 百万円増、補助金等の精算による返還金の支出が 5,234 百万円と、前年度比 5,034 百万円増となったことが主な要因である。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

平成 23 年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△11,072 百万円と、前年度比 12,231 百万円増 (52.5%増) となっている。

これは、労災病院事業に係る有価証券、投資有価証券の取得による支出が 42,205 百万円及び償還による収入が 65,835 百万円と、支出が前年度比 27,214 百万円減、収入が前年度比 11,385 百万円増、定期預金の増減額が△25,792 百万円と、前年度比 28,072 百万円減、有形固定資産の取得による支出が 12,203 百万円及び売却による収入が 198 百万円と、支出が前年度比 824 百万円減、収入が前年度比 26 百万円増、施設整備費補助金収入が 3,123 百万円と、前年度比 879 百万円増となったことが主な要因である。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

平成 23 年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△7,417 百万円と、前年度比 1,986 百万円減 (36.6%減) となっている。

これは、労働安全衛生融資回収事業に係る長期借入れによる収入が 2,463 百万円と、前年度比 552 百万円減、長期借入金の返済による支出が 3,015 百万円と、前年度比 703 百万円減、リース債務の返済による支出が 5,271 百万円と、前年度比 554 百万円増、不要財産に係る国庫納付等による支出が 1,594

百万円と、前年度比 1,583 百万円増となったことが主な要因である。

表 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
経常費用	292,489	289,914	304,082	303,189	305,466
経常収益	288,980	287,413	299,644	304,798	306,106
当期総利益(又は当期総損失)	△ 4,705	△ 2,702	△ 5,001	1,454	△ 2,651
資産	443,263	443,808	447,443	461,421	478,912
負債	294,138	292,798	295,488	305,919	319,621
利益剰余金(又は繰越欠損金)	△ 28,739	△ 31,441	△ 36,442	△ 34,988	△ 37,638
業務活動によるキャッシュ・フロー	13,587	15,629	22,662	31,315	39,798
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 14,298	△ 12,877	△ 35,708	△ 23,303	△ 11,072
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,251	△ 8,283	△ 4,623	△ 5,431	△ 7,417
資金期末残高	70,840	65,309	47,640	50,222	71,531

② セグメント事業損益の経年比較・分析(内容・増減理由)

(労災病院事業によるセグメント情報)

事業損益は 509 百万円と、前年度比 965 百万円減となっている。

これは、医療事業費が 275,065 百万円と、前年度比 5,607 百万円増、医療事業収入が 272,229 百万円と、前年度比 4,594 百万円増、補助金等収益が 771 百万円と、前年度比 513 百万円増、財務収益が 201 百万円と、前年度比 80 百万円減、雑益が 2,542 百万円と、前年度比 427 百万円減となったことが主な要因である。

(労働安全衛生融資回収事業によるセグメント情報)

経常費用・経常収益は同額で 142 百万円と、前年度比 77 百万円増となっている。

(未払賃金立替払事業によるセグメント情報)

経常費用・経常収益は同額で 15,547 百万円と、前年度比 3,267 百万円減となっている。

(産業保健活動事業によるセグメント情報)

経常費用・経常収益は同額で 2,916 百万円と、前年度比 379 百万円減となっている。

(専門医療センター事業によるセグメント情報)

事業損益は 104 百万円と、前年度比 13 百万円減となっている。

これは、医療事業費が 4,515 百万円と、前年度比 126 百万円増、医療事業収入が 4,230 百万円と、前年度比 51 百万円減、運営費交付金収益が 805 百万円と、前年度比 226 百万円増となったことが主な要因である。

(看護専門学校事業によるセグメント情報)

事業損益は 14 百万円と、前年度比 4 百万円増となっている。

これは、医療事業費が 1,675 百万円と、前年度比 145 百万円減、運営費交付金収益が 1,404 百万円と、前年度比 73 百万円減、施設費収益が 145 百万円と、前年度比 56 百万円減となったことが主な要因である。

(勤労者予防医療センター事業によるセグメント情報)

事業損益は 12 百万円と、前年度比 6 百万円増となっている。

これは、医療事業費が 944 百万円と、前年度比 20 百万円減、運営費交付金収益が 979 百万円と、前年度比 7 百万円減となったことが主な要因である。

(その他事業によるセグメント情報)

経常費用・経常収益は同額で 2,582 百万円と、前年度比 167 百万円増となっている。

(法人共通によるセグメント情報)

経常費用・経常収益は同額で 1,170 百万円と、前年度比 98 百万円増となっている。

表 事業損益の経年比較 (区分経理によるセグメント情報)

(単位：百万円)

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
労災病院事業	△ 3,537	△ 4,079	△ 4,534	1,474	509
労働安全衛生融資回収事業	—	—	—	—	—
未払賃金立替払事業	—	—	—	—	—
産業保健活動事業	—	—	—	—	—
専門医療センター	27	△ 21	33	118	104
看護専門学校事業	—	8	7	10	14
勤労者予防医療センター事業	—	14	52	6	12
その他の事業	1	4	3	—	—
法人共通	0	1,572	—	—	—
合計	△ 3,509	△ 2,501	△ 4,439	1,609	640

(注) 20年度の法人共通の増加は会計基準第80第3項による運営費交付金債務の振替額によるものです。

### ③ セグメント総資産の経年比較・分析 (内容・増減理由)

(労災病院事業によるセグメント情報)

総資産は 423,049 百万円と、前年度比 3,196 百万円増となっている。

これは、現金及び預金が 80,186 百万円と前年度比 31,530 百万円増、有価証券が 33,900 百万円と、前年度比 23,801 百万円減、建物が 151,986 百万円と、前年度比 6,286 百万円増、器具・備品が 34,896 百万円と、前年度比 1,294 百万円増、建設仮勘定が 2,458 百万円と、前年度比 11,288 百万円減となったことが主な要因である。

(労働安全衛生融資回収事業によるセグメント情報)

総資産は 2,511 百万円と、前年度比 548 百万円減となっている。

これは、融資資金長期貸付金が 976 百万円と、前年度比 256 百万円減となったことが主な要因である。

(未払賃金立替払事業によるセグメント情報)

総資産は 31,588 百万円と、前年度比 13,221 百万円増となっている。

これは、現金及び預金が 20,566 百万円と、前年度比 15,383 百万円増、未払賃金代位弁済求償権が 56,869 百万円と、前年度比 7,467 百万円減、求償権償却引当金が△45,848 百万円と、前年度比 5,305 百万円増となったことが主な要因である。

(産業保健活動事業によるセグメント情報)

総資産は 291 百万円と、前年度比 74 百万円減となっている。

これは、現金及び預金が 126 百万円と、前年度比 57 百万円減となったことが主な要因である。

(専門医療センター事業によるセグメント情報)

総資産は 7,660 百万円と、前年度比 1,870 百万円増となっている。

これは、現金及び預金が 523 百万円と、前年度比 33 百万円増、建物が 1,831 百万円と、前年度比 32 百万円減、建設仮勘定が 2,177 百万円と、前年度比 1,964 百万円増となったことが主な要因である。

(看護専門学校事業によるセグメント情報)

総資産は 5,444 百万円と、前年度比 151 百万円減となっている。

これは、現金及び預金が 59 百万円と、前年度比 68 百万円減、建物が 4,979 百万円と、前年度比 107 百万円減となったことが主な要因である。

(勤労者予防医療センター事業によるセグメント情報)

総資産は 115 百万円と、前年度比 25 百万円減となっている。

これは、器具・備品が 96 百万円と、前年度比 24 百万円減となったことが主な要因である。

(その他事業によるセグメント情報)

総資産は 3,728 百万円と、前年度比 342 百万円減となっている。

これは、建物が 1,000 百万円と、前年度比 297 百万円減となったことが主な要因である。

(法人共通によるセグメント情報)

総資産は 4,527 百万円と、前年度比 345 百万円増となっている。

これは、現金及び預金が 3,654 百万円と、前年度比 350 百万円増となったことが主な要因である。

表 総資産の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：百万円）

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
労災病院事業	405,299	408,505	407,484	419,853	423,049
労働安全衛生融資回収事業	5,985	4,463	3,768	3,059	2,511
未払賃金立替払事業	13,906	14,140	16,904	18,366	31,588
産業保健活動事業	532	551	412	366	291
専門医療センター	5,321	5,322	5,278	5,790	7,660
看護専門学校事業	3,365	3,335	4,174	5,596	5,444
勤労者予防医療センター事業	146	151	139	139	115
その他の事業	5,924	4,836	4,678	4,071	3,728
法人共通	2,786	2,505	4,605	4,181	4,527
合計	443,263	443,808	447,443	461,421	478,912

（注）23年度の未払賃金立替払事業の増加は、補助金の翌年度精算に伴い現金及び預金が増加したことによるものです。

④ 目的積立金の申請状況、取崩内容等

「該当なし」

⑤ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析（内容・増減理由）

平成23年度の行政サービス実施コストは30,947百万円と、前年度比478百万円増（1.6%増）となっている。これは、労災病院事業等において損益計算上の費用が前年度比5,889百万円増、自己収入等が前年度比4,364百万円増、損益外減損損失相当額が前年度比387百万円増、損益外除売却差額相当額が前年度比754百万円増、引当外退職給付増加見積額が前年度比116百万円減、機会費用が前年度比485百万円減、（控除）国庫納付額が前年度比1,595百万円増となったことが主な要因である。

表 行政サービス実施コストの経年比較

（単位：百万円）

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
業務費用	35,207	32,315	38,991	26,972	28,498
うち損益計算書上の費用	293,772	290,115	304,644	303,393	309,283
うち自己収入	△ 258,565	△ 257,801	△ 265,654	△ 276,421	△ 280,785
損益外減価償却相当額	631	△ 1,933	466	433	446
損益外減損損失相当額	1,507	1,820	52	309	696
損益外除売却差額相当額	—	—	—	168	922
引当外賞与見積額	△ 2	△ 24	△ 16	△ 18	△ 22
引当外退職給付増加見積額	△ 1,096	△ 152	△ 345	68	△ 48
機会費用	2,549	2,683	2,852	2,551	2,066
（控除）法人税等及び国庫納付金	△ 23	△ 24	△ 22	△ 15	△ 1,610
行政サービス実施コスト	38,774	34,685	41,978	30,469	30,947

（注）20年度の損益外減価償却相当額の減少は、固定資産売却益によるものです。

損益外除売却差額相当額は独立行政法人会計基準の改訂に伴い22年度から記載しています。なお、同様の内容については、21年度までは損益外減価償却相当額に含まれております。

(2) 施設等投資の状況（重要なもの）

① 当事業年度中に完成した主要施設等

九州労災病院（取得原価 14,382 百万円）

② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

千葉労災病院・岡山労災病院・熊本労災病院・総合せき損センター

③ 当事業年度中に処分した主要施設等

九州労災病院移転後跡地一部の移譲（取得原価 704 百万円、減損損失累計額 471 百万円、売却額 92 百万円）

和歌山労災病院移転後跡地（建物等含む）一部の移譲（取得原価 1,749 百万円、減価償却累計額 257 百万円、減損損失累計額 1,202 百万円、売却額 78 百万円）

新潟労災病院職員宿舎の移譲（取得原価 52 百万円、減価償却累計額 1 百万円、減損損失累計額 15 百万円、売却額 23 百万円）

恵那荘敷地の移譲・国庫納付（取得原価 13 百万円、減損損失累計額 6 百万円、売却額 5 百万円）

(3) 予算・決算の概況

（単位：百万円）

区分	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算 (補正後)	決算	差額理由 (補正後との差額理由)
収入	308,450	310,448	307,042	307,965	310,197	316,170	318,333	322,339	328,917 (343,975)	337,540	
運営費交付金	11,433	11,433	10,666	10,666	10,694	10,694	9,477	9,477	9,049	9,049	
補助金	27,388	27,555	25,172	27,008	21,724	28,126	22,849	23,045	21,930 (36,988)	37,165	補正予算受入による増 (既得予算対算事業費等補助金受入による増)
民間借入金	5,445	5,168	5,214	4,316	4,146	3,718	3,237	3,015	2,799	2,463	民間借入金借換額の減
自己収入	264,184	266,259	265,990	265,870	273,633	273,147	282,770	286,039	295,140	287,752	立替払回収金の減
受託収入	0	33	0	104	0	484	0	763	0	1,110	受託業務の増
支出	305,692	308,159	303,915	299,919	307,828	309,727	315,828	306,964	322,447 (337,504)	307,283	
業務経費	267,483	269,776	268,502	264,639	279,247	283,138	289,965	280,871	297,645 (311,966)	281,080	未払資金立替払件数の減 (未払資金立替払件数の減)
施設整備費	10,040	10,040	8,832	8,832	2,747	1,439	2,494	2,493	2,457 (3,194)	3,175	震災復旧工事（補正予算）による増 (契約残による減)
受託経費	0	33	0	104	0	473	0	724	0	1,064	受託業務の増
借入金償還	6,366	6,259	5,902	5,811	4,892	4,423	3,710	3,718	3,268	3,015	前年度民間借入金の減による借入償還金の減
支払利息	147	122	118	66	89	41	53	23	47	10	
一般管理費	21,656	21,929	20,561	20,467	20,854	20,213	19,606	19,135	19,029	18,939	

(4) 経費削減及び効率化目標との関係

当法人においては、当中期目標期間の最終年度において、平成20年度に比し、一般管理費（退職手当を除く。）については15%程度、また、事業費（労災病院、

医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。)については10%程度節減することを目標としている。

この目標を達成するため、一般管理費については、事務職員数の削減及び業務内容の見直しやノー残業デーの実施等による人件費の節減、仕様の見直し及び競争入札の推進等による業務委託費の節減、契約努力による単価の値下げ等による賃借料の節減、各種保守業務の作業内容の見直し等による雑役務費の節減、帳票の削減や印刷部数の見直し等による印刷製本費の節減、節電・節水への積極的な取組み等による光熱水費の節減等に取り組んでいるところである。

また、事業費については、労災リハビリテーション工学センター及び海外勤務健康管理センターを廃止し（平成19年12月24日閣議決定）、産業保健推進センターにおいて、より安価な事務所への移転を行ったことによる賃借料の節減、競争入札の推進や仕様の見直し等による業務委託費の節減、契約努力による単価の値下げ等による消耗器材費の節減、印刷物の取りやめ及び印刷部数の見直し等による印刷製本費の節減、節電・節水への積極的な取組み等による光熱水費の節減等に取り組んでいるところである。

上記の取組の結果、平成23年度において一般管理費は対20年度比で9.2%節減し、事業費は、対20年度比で37.6%節減した。

(単位:百万円)

区分	前中期目標期間終了年度		当中期目標期間					
	20年度		21年度		22年度		23年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
一般管理費	19,112	100.0%	18,470	96.6%	17,934	93.8%	17,355	90.8%
事業費	4,857	100.0%	4,600	94.7%	3,833	78.9%	3,031	62.4%

## 5. 事業の説明

### (1) 財源構造

当法人の経常収益は306,106百万円で、その内訳は、医療事業収入276,533百万円(収益の90.3%)、運営費交付金収益8,980百万円(収益の2.9%)、施設費収益175百万円(収益の0.1%)、補助金等収益16,081百万円(収益の5.3%)、その他収益4,338百万円(収益の1.4%)となっている。

これを事業別に区分すると、労災病院事業では、医療事業収入272,229百万円(経常収益の98.7%)、補助金等収益771百万円(経常収益の0.3%)、労働安全衛生融資回収事業では、財源措置予定額収益86百万円(経常収益の61.0%)、未払貸金立替払事業では、補助金等収益15,284百万円(経常収益の98.3%)、産業保健活動事業では、運営費交付金収益2,893百万円(経常収益の99.2%)、専門医療センター事業では、医療事業収入4,230百万円(経常収益の83.4%)、運営費交付金収益805百万円(経常収益の15.9%)、看護専門学校事業では、運営費

交付金収益 1,404 百万円（経常収益の 75.2%）、勤労者予防医療センター事業では、運営費交付金収益 979 百万円（経常収益の 92.9%）、その他の事業では、運営費交付金収益 1,464 百万円（経常収益の 56.7%）、法人共通では、運営費交付金収益 1,156 百万円（経常収益の 98.8%）となっている。

また、独立行政法人労働者健康福祉機構法第 14 条に基づき、労働安全衛生融資回収事業に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて長期借入を行っている（期末残高 2,463 百万円）。

## (2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

### ア 労災病院事業

労災病院事業は、被災労働者の診療等を行う労災病院の運營業務を目的としている。

事業の財源は、自己収入（275,697 百万円）、施設整備費補助金（710 百万円：第 1 次補正予算）、がん診療連携拠点病院機能強化を目的として厚生労働省から交付される疾病予防対策事業費等補助金（197 百万円）及び受託収入（116 百万円）となっている。

事業に要する費用は、業務経費 253,777 百万円、施設整備費 710 百万円（第 1 次補正予算）、受託経費 81 百万円及び一般管理費 12,612 百万円となっている。

※ 事業に要する費用のうち、一般管理費については、事業毎の削減目標ではなく、事業全体に対して削減目標が求められていることから、「ア 労災病院事業」及び「オ 専門医療センター事業」を除き、「ク その他の事業」に一括して計上している。

### イ 労働安全衛生融資事業

労働安全衛生融資事業は、労働安全衛生融資資金貸付金の債権管理・回収業務及び財政融資資金からの借入金の償還業務を目的としている。

事業の財源は、機構法附則第 3 条第 3 項の業務に要する経費を補助することにより、財政融資資金及び民間金融機関への償還を行うことを目的として厚生労働省から交付される労働安全衛生融資資金利子補給等補助金（185 百万円）、民間借入金（2,463 百万円）及び自己収入（345 百万円：回収金等）となっている。

事業に要する費用は、借入金償還 3,015 百万円及び支払利息 10 百万円となっている。

### ウ 未払賃金立替払事業

未払賃金立替払事業は、未払賃金に係る立替払業務を目的としている。

事業の財源は、機構法第12条第1項第6号に定める事業を実施するために必要な経費のうち、賃金の支払の確保等に関する法律第7条の規定に基づき労働者に弁済した未払賃金を補助することを目的として厚生労働省から交付される未払賃金立替払事業費補助金（33,581百万円：第1次補正予算含む）及び自己収入（6,935百万円：回収金等）となっている。

事業に要する費用は、業務経費 19,951 百万円となっている。

#### エ 産業保健活動事業

産業保健活動事業は、産業保健推進センターの運営及び小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の支給業務を目的としている。

事業の財源は、療養施設（労災病院を除く）、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等に必要な経費として厚生労働省から交付される運営費交付金（1,078百万円）、機構法第12条第1項第4号に定める業務に要する経費等を補助することにより、産業医の選任義務のない事業場での産業医の要件を備えた医師の選任の拡大を図り、労働者の健康管理の向上等に寄与することを目的として厚生労働省から交付される小規模事業場産業保健活動支援促進事業費等補助金（28百万円）及び自己収入（11百万円）となっている。

事業に要する費用は、業務経費 1,103 百万円となっている。

#### オ 専門医療センター事業

専門医療センター事業は、総合せき損センター及び吉備高原医療リハビリテーションセンターの運営業務を目的としている。

事業の財源は、運営費交付金（357百万円）、施設整備費補助金（2,123百万円）及び自己収入（4,252百万円）となっている。

事業に要する費用は、業務経費 4,226 百万円、施設整備費 2,123 百万円及び一般管理費 383 百万円となっている。

#### カ 看護専門学校事業

看護専門学校事業は、労災病院に勤務する専門的な知識や技術を身につけた看護師を養成するための業務を目的としている。

事業の財源は、運営費交付金（159百万円）、施設整備費補助金（313百万円：第1次補正予算含む）及び自己収入（317百万円）となっている。

事業に要する費用は、業務経費 476 百万円及び施設整備費 313 百万円となっている。

#### キ 勤労者予防医療センター事業

勤労者予防医療センター事業は、過重労働による健康障害防止対策、メンタ

ルヘルス不全予防対策、勤労女性の健康管理対策のための指導及び相談等業務を目的としている。

事業の財源は、運営費交付金（280 百万円）、施設整備費補助金（8 百万円）及び自己収入（75 百万円）となっている。

事業に要する費用は、業務経費 354 百万円及び施設整備費 8 百万円となっている。

#### ク その他の事業

その他の事業は、労災リハビリテーション作業所、納骨堂運営業務、本部業務を目的としている。

事業の財源は、運営費交付金(7,174 百万円)、施設整備費補助金(22 百万円)、自己収入（121 百万円）及び受託収入（995 百万円）となっている。

事業に要する費用は、業務経費 1,191 百万円、施設整備費 22 百万円、受託経費 984 百万円及び一般管理費 5,944 百万円となっている。

(注) 数値については、項目毎に百万円単位で四捨五入しております。

以上

独立行政法人労働者健康福祉機構の組織

本 部	労 災 病 院 ( 3 0 ヶ 所 )	北海道中央労災病院 〈北海道中央労災病院せき損センター〉 釧路労災病院 青森労災病院 東北労災病院 秋田労災病院 福島労災病院	鹿島労災病院 千葉労災病院 東京労災病院 関東労災病院 横浜労災病院 燕 労災病院 新潟労災病院	富山労災病院 浜松労災病院 中部労災病院 旭 労災病院 大阪労災病院 関西労災病院 神戸労災病院	和歌山労災病院 山陰労災病院 岡山労災病院 中国労災病院 山口労災病院 香川労災病院 愛媛労災病院	九州労災病院 〈九州労災病院門司リハビリセンター〉 長崎労災病院 熊本労災病院
	医療リハビリテーションセンター	吉備高原医療リハビリテーションセンター				
	総合せき損センター	総合せき損センター				
	委 託 病 棟 ( 2 ヶ 所 )	財団法人山梨厚生会山梨厚生病院 町立大淀病院				
	看 護 専 門 学 校 ( 9 ヶ 所 )	釧路労災看護専門学校 横浜労災看護専門学校 関西労災看護専門学校 東北労災看護専門学校 中部労災看護専門学校 岡山労災看護専門学校 千葉労災看護専門学校 大阪労災看護専門学校 熊本労災看護専門学校				
	勤 労 者 予 防 医 療 セ ン タ ー ( 9 ヶ 所 )	北海道中央労災病院勤労者予防医療センター 大阪労災病院勤労者予防医療センター 東北労災病院勤労者予防医療センター 関西労災病院勤労者予防医療センター 東京労災病院勤労者予防医療センター 中国労災病院勤労者予防医療センター 関東労災病院勤労者予防医療センター 九州労災病院勤労者予防医療センター 中部労災病院勤労者予防医療センター				
	産 業 保 健 推 進 セ ン タ ー 等 ( 4 7 ヶ 所 )	北海道産業保健推進センター 石川産業保健推進センター 岡山産業保健推進センター 青森産業保健推進センター 福井産業保健推進連絡事務所 広島産業保健推進センター 岩手産業保健推進センター 山梨産業保健推進連絡事務所 山口産業保健推進センター 宮城産業保健推進センター 長野産業保健推進センター 徳島産業保健推進センター 秋田産業保健推進連絡事務所 岐阜産業保健推進センター 香川産業保健推進センター 山形産業保健推進センター 静岡産業保健推進センター 愛媛産業保健推進連絡事務所 福島産業保健推進センター 愛知産業保健推進センター 高知産業保健推進センター 茨城産業保健推進センター 三重産業保健推進センター 福岡産業保健推進センター 栃木産業保健推進センター 滋賀産業保健推進センター 佐賀産業保健推進連絡事務所 群馬産業保健推進センター 京都産業保健推進センター 長崎産業保健推進センター 埼玉産業保健推進センター 大阪産業保健推進センター 熊本産業保健推進センター 千葉産業保健推進センター 兵庫産業保健推進センター 大分産業保健推進センター 東京産業保健推進センター 奈良産業保健推進センター 宮崎産業保健推進センター 神奈川産業保健推進センター 和歌山産業保健推進連絡事務所 鹿児島産業保健推進センター 新潟産業保健推進センター 鳥取産業保健推進センター 沖縄産業保健推進センター 富山産業保健推進センター 島根産業保健推進センター				
	労 災 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 作 業 所 ( 6 ヶ 所 )	労災リハビリテーション宮城作業所 労災リハビリテーション愛知作業所 労災リハビリテーション千葉作業所 労災リハビリテーション福岡作業所 労災リハビリテーション福井作業所 労災リハビリテーション長野作業所				
	納 骨 堂	高尾みころも霊堂				

## 独立行政法人労働者健康福祉機構施設一覧

本部	〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア東館
----	---

## ○労災病院

施設名	所在地
北海道中央労災病院	〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5
北海道中央労災病院せき損センター	〒072-0015 北海道美幌市東4条南1-3-1
釧路労災病院	〒085-8533 北海道釧路市中園町13-23
青森労災病院	〒031-8551 青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1
東北労災病院	〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21
秋田労災病院	〒018-5604 秋田県大館市軽井沢字下岱30
福島労災病院	〒973-8403 福島県いわき市内郷綴町沼尻3
鹿島労災病院	〒314-0343 茨城県神栖市土合本町1-9108-2
千葉労災病院	〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-16
東京労災病院	〒143-0013 東京都大田区大森南4-13-21
関東労災病院	〒211-8510 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1
横浜労災病院	〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211
燕労災病院	〒959-1228 新潟県燕市佐渡633
新潟労災病院	〒942-8502 新潟県上越市東雲町1-7-12
富山労災病院	〒937-0042 富山県魚津市六郎丸992
浜松労災病院	〒430-8525 静岡県浜松市東区将監町25
中部労災病院	〒455-8530 愛知県名古屋市中港区港明1-10-6
旭労災病院	〒488-8585 愛知県尾張旭市平子町北61
大阪労災病院	〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3
関西労災病院	〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69
神戸労災病院	〒651-0053 兵庫県神戸市中央区籠池通4-1-23
和歌山労災病院	〒640-8505 和歌山県和歌山市木ノ本93-1
山陰労災病院	〒683-8605 鳥取県米子市皆生新田1-8-1
岡山労災病院	〒702-8055 岡山県岡山市南区築港緑町1-10-25
中国労災病院	〒737-0193 広島県呉市広多賀谷1-5-1
山口労災病院	〒756-0095 山口県山陽小野田市大字小野田1315-4
香川労災病院	〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1
愛媛労災病院	〒792-8550 愛媛県新居浜市南小松原町13-27

九州労災病院	〒800-0229 福岡県北九州市小倉南区曾根北町1-1
九州労災病院門司メディカルセンター	〒801-8502 福岡県北九州市門司区東港町3-1
長崎労災病院	〒857-0134 長崎県佐世保市瀬戸越2-12-5
熊本労災病院	〒866-8533 熊本県八代市竹原町1670

### ○医療リハビリテーションセンター

吉備高原医療 リハビリテーションセンター	〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7511
-------------------------	--------------------------------

### ○総合せき損センター

総合せき損センター	〒820-8508 福岡県飯塚市伊岐須550-4
-----------	-----------------------------

### ○労災看護専門学校

施設名	所在地
釧路労災看護専門学校	〒085-0052 北海道釧路市中園町13-38
東北労災看護専門学校	〒981-0911 宮城県仙台市青葉区台原4-6-10
千葉労災看護専門学校	〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-13-2
横浜労災看護専門学校	〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211
中部労災看護専門学校	〒455-0018 愛知県名古屋市港区港明1-10-5
大阪労災看護専門学校	〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3
関西労災看護専門学校	〒660-0064 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69
岡山労災看護専門学校	〒702-8055 岡山県岡山市南区築港緑町1-10-25
熊本労災看護専門学校	〒866-0826 熊本県八代市竹原町1517-2

### ○勤労者予防医療センター

施設名	所在地
北海道中央労災病院勤労者予防医療センター	〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5
東北労災病院勤労者予防医療センター	〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21
東京労災病院勤労者予防医療センター	〒143-0013 東京都大田区大森南4-13-21
関東労災病院勤労者予防医療センター	〒211-8510 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1
中部労災病院勤労者予防医療センター	〒455-8530 愛知県名古屋市港区港明1-10-6
大阪労災病院勤労者予防医療センター	〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3
関西労災病院勤労者予防医療センター	〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69
中国労災病院勤労者予防医療センター	〒737-0193 広島県呉市広多賀谷1-5-1
九州労災病院勤労者予防医療センター	〒800-0229 福岡県北九州市小倉南区曾根北町1-1

## ○産業保健推進センター

施設名	所在地
北海道産業保健推進センター	〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西7-1 プレスト1・7ビル2F
青森産業保健推進センター	〒030-0862 青森県青森市古川2-20-3 朝日生命青森ビル8F
岩手産業保健推進センター	〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス14F
宮城産業保健推進センター	〒980-6015 宮城県仙台市青葉区中央4-6-1 住友生命仙台中央ビル15F
秋田産業保健推進連絡事務所	〒010-0874 秋田県秋田市千秋久保田町6-6 秋田県総合保健センター4F
山形産業保健推進センター	〒990-0047 山形県山形市旅籠町3-1-4 食糧会館4F
福島産業保健推進センター	〒960-8031 福島県福島市栄町6-6 NBFユニックスビル10F
茨城産業保健推進センター	〒310-0021 茨城県水戸市南町3-4-10 住友生命水戸ビル8F
栃木産業保健推進センター	〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り1-4-24 住友生命宇都宮ビル4F
群馬産業保健推進センター	〒371-0022 群馬県前橋市千代田町1-7-4 (財)群馬メディカルセンタービル2F
埼玉産業保健推進センター	〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂2-2-3 さいたま浦和ビルディング6F
千葉産業保健推進センター	〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央3-3-8 日本生命千葉中央ビル8F
東京産業保健推進センター	〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 日本生命三番町ビル3F
神奈川県産業保健推進センター	〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル3F
新潟産業保健推進センター	〒951-8055 新潟県新潟市中央区礎町通二ノ町2077 朝日生命新潟万代橋ビル6F
富山産業保健推進センター	〒930-0856 富山県富山市牛島新町5-5 インテックビル4F
石川産業保健推進センター	〒920-0031 石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル9F
福井産業保健推進連絡事務所	〒910-0006 福井県福井市中央1-3-1 加藤ビル7F
山梨産業保健推進連絡事務所	〒400-0031 山梨県甲府市丸の内2-32-11 山梨県医師会館4F
長野産業保健推進センター	〒380-0936 長野県長野市岡田町215-1 日本生命長野ビル4F

岐阜産業保健推進センター	〒500-8844 岐阜県岐阜市吉野町6-16 大同生命・廣瀬ビル11F
静岡産業保健推進センター	〒420-0034 静岡県静岡市葵区常磐町2-13-1 住友生命静岡常磐町ビル9F
愛知産業保健推進センター	〒460-0004 愛知県名古屋市中区新栄町2-13 栄第一生命ビル9F
三重産業保健推進センター	〒514-0003 三重県津市桜橋2-191-4 三重県医師会ビル5F
滋賀産業保健推進センター	〒520-0047 滋賀県大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル8F
京都産業保健推進センター	〒604-8186 京都府京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町361-1 アーバネックス御池ビル東館5F
大阪産業保健推進センター	〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館9F
兵庫産業保健推進センター	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-20 三宮山田東急ビル8F
奈良産業保健推進センター	〒630-8115 奈良県奈良市大宮町1-1-32 奈良交通第3ビル3F
和歌山産業保健推進連絡事務所	〒640-8137 和歌山県和歌山市吹上2-1-22 和歌山県日赤会館7F
鳥取産業保健推進連絡事務所	〒680-0846 鳥取県鳥取市扇町115-1 鳥取駅前第一生命ビルディング6F
島根産業保健推進センター	〒690-0887 島根県松江市殿町111 松江センチュリービル5F
岡山産業保健推進センター	〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井2-1-3 岡山第一生命ビルディング12F
広島産業保健推進センター	〒730-0011 広島県広島市中区基町11-13 広島第一生命ビル5F
山口産業保健推進センター	〒753-0051 山口県山口市旭通り2-9-19 山口建設ビル4F
徳島産業保健推進センター	〒770-0847 徳島県徳島市幸町3-61 徳島県医師会館3F
香川産業保健推進センター	〒760-0025 香川県高松市古新町2-3 三井住友海上高松ビル4F
愛媛産業保健推進センター	〒790-0011 愛媛県松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル2F
高知産業保健推進センター	〒780-0870 高知県高知市本町4-1-8 高知フコク生命ビル7F
福岡産業保健推進センター	〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2-9-30 福岡県メディカルセンタービル1F
佐賀産業保健推進連絡事務所	〒840-0816 佐賀県佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル10F

長崎産業保健推進センター	〒850-8117 長崎県長崎市平野町3-5 建友社ビル3F
熊本産業保健推進センター	〒860-0806 熊本県熊本市花畑町9-24 住友生命熊本ビル3F
大分産業保健推進センター	〒870-0046 大分県大分市荷揚町3-1 第百・みらい信金ビル7F
宮崎産業保健推進センター	〒880-0806 宮崎県宮崎市広島1-18-7 大同生命宮崎ビル6F
鹿児島産業保健推進センター	〒890-0052 鹿児島県鹿児島市上之園町25-1 中央ビル4F
沖縄産業保健推進センター	〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター7F

### ○労災リハビリテーション作業所

施設名	所在地
労災リハビリテーション 宮城作業所	〒981-0121 宮城県宮城郡利府町神谷沢字広畑9-2
労災リハビリテーション 千葉作業所	〒299-4216 千葉県長生郡白子町幸治3201-13
労災リハビリテーション 福井作業所	〒916-0015 福井県鯖江市御幸町3-8-4
労災リハビリテーション 長野作業所	〒393-0091 長野県諏訪郡下諏訪町社7001
労災リハビリテーション 愛知作業所	〒489-0964 愛知県瀬戸市上之山町2-184
労災リハビリテーション 福岡作業所	〒811-3435 福岡県宗像市用山250

### ○納骨堂

施設名	所在地
高尾みころも霊堂	〒193-0941 東京都八王子市狭間町1992